

平成25年5月10日

各 位

大阪市内本町一丁目1番4号
株 式 会 社 藤 商 事
代 表 取 締 役 社 長 松 元 邦 夫
(コード番号：6257)

(問い合わせ先)

執行役員管理本部長 當仲 信秀
電話 06-6949-0323

株式の分割、単元株制度の採用および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成25年5月10日開催の取締役会において、株式の分割の実施、単元株制度の採用および定款の一部変更について、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

また、同取締役会において、定款の一部変更のうち、単元未満株式についての権利に関する条文の新設等について、平成25年6月26日開催予定の第48回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、併せてお知らせいたします。

記

1. 株式の分割および単元株制度採用の目的

全国証券取引所が、平成19年11月27日に公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨を踏まえ、当社株式を上場している証券市場の利便性・流動性の向上に資するため、1株を100株に分割するとともに、1単元の株式数を100株とする単元株制度の採用を行います。

なお、本株式の分割および単元株制度の採用に伴う投資単位の実質的な変更はございません。

2. 株式の分割

(1) 分割の方法

平成25年9月30日(月)を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式を1株につき100株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数(平成25年5月10日現在)

① 株式の分割前の発行済株式総数	254,955株
② 株式の分割により増加する株式数	25,240,545株
③ 株式の分割後の発行済株式総数	25,495,500株
④ 株式の分割後の発行可能株式数	80,000,000株

(3) 分割の日程

① 基準日公告日	平成25年9月13日
② 基準日	平成25年9月30日
③ 効力発生日	平成25年10月1日

3. 単元株制度の採用

(1) 新設する単元株式の数

「2. 株式の分割」の効力発生日である平成25年10月1日をもって単元株制度を採用し、単元株式数を100株とします。

(2) 新設の日程

効力発生日 平成25年10月1日

※上記の単元株制度の採用に伴い、平成25年9月26日（木）をもって、取引所における売買単位も1株から100株に変更されます。

4. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

上記「2. 株式の分割」および「3. 単元株制度の採用」に伴い、会社法第184条第2項および第191条の規定に基づき第6条（発行可能株式総数）※1を変更するとともに、第7条（単元株式数）※1および第8条（単元未満株式についての権利）※2を新設するものです。また、第7条および第8条の新設に伴い条数の繰り下げ※2を行うとともに、効力発生日を定めるため附則を設けるものであります。

※1：本日（平成25年5月10日）開催の取締役会において決議

※2：本日（平成25年5月10日）開催の取締役会において、平成25年6月26日開催予定の第48回定時株主総会に付議することを決議

(2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

(3) 日程

定款変更の効力発生日 平成25年10月1日

以 上

(別紙)

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>800,000</u>株とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第7条 ～ 第32条</p> <p>(条文記載省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>80,000,000</u>株とする。</p> <p>(<u>単元株式数</u>)</p> <p>第7条 当社の単元株式数は、<u>100株</u>とする。</p> <p>(<u>単元未満株式についての権利</u>)</p> <p>第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することはできない。</p> <p>(1) <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p>(2) <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></p> <p>(3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>第9条 ～ 第34条</p> <p>(現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>第1条 <u>第6条の変更、第7条および第8条の新設ならびにこれに伴う条数の繰り下げの効力発生日は平成25年10月1日とする。</u></p> <p>2. <u>本附則は、前項の効力発生日をもって削除する。</u></p>